

第 1 4 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 5 回 専 門 部 会

令和 5 年 1 1 月 1 日

(午前10時02分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、お時間になりましたので、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会第5回専門部会を開催いたします。

私は、本日、事務局を務めます東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第です。続きまして、配付資料ですが、資料1、東京都福祉のまちづくり推進協議会第4回専門部会の主な意見概要。資料2-1、都におけるバリアフリー化の主な進捗状況(令和4年度末)。資料2-2、東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申(案)。

続いて参考資料でございます。参考資料①が東京都福祉のまちづくり条例。参考資料②東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料③第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。

また、会議室での出席の方には、資料以外に冊子を5点、お配りしております。10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について(第13期意見具申)、東京都福祉のまちづくり推進計画、現行のものです。それから、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。区市町村事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン。心のバリアフリーの実践に向けたハンドブックです。

あと、会場にお越しの皆様には、チラシを2点お配りさせていただいております。令和5年度の障害者週間のふれあいフェスティバル。これは12月6日に開催されますので、ぜひ、お手隙の方はご参加いただければと思います。もう一点が、ヘルプマークの案内のチラシになっております。

オンラインでご参加の皆様には、会議終了後にメールでお送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お配りしています5点の冊子につきましては、会議中の参考資料として活用するものですので、会議終了後回収をさせていただきますので、お帰りの際には、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上、不足などございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

次に、委員の皆様のご参加状況をご報告いたします。本日はオンラインでご参加いただいている方を含めまして、21名の委員の方にご出席をいただく予定となっております。永井委員、岩佐委員、的野委員、山本委員は、ご都合により欠席をされています。二井田委員、三宅委員がオンラインでご参加いただく予定です。

次に、委員の交代がありましたので、ご報告をさせていただきます。公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長の吉田委員ですが、副会長を退任されましたので、後任に的野委員が令和5年8月より本協議会の委員に就任されました。本日は残念ながらご欠席でございます。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

渋谷事業調整担当部長でございます。

また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の兼務課長に任命されておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、茂木技術管理課長でございます。

○茂木技術管理課長 茂木でございます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、上原建築企画課長でございますが、業務都合により代理で江藤課長代理に出席いただいております。

○江藤課長代理 江藤でございます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、前田安全施設課長でございますが、業務都合により代理で内山統括課長代理に出席いただいております。

○内山統括課長代理 内山です。よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございますが、業務都合により代理で小石課長代理が出席しております。

○小石課長代理 小石でございます。よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建設課長でございますが、業務都合により代理で加瀬統括課長代理が出席しております。

○加瀬統括代理 加瀬と申します。よろしく願います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局職員の紹介は以上でございます。

次に、庁内関係職員をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、武山交通政策担当課長でございますが、業務都合により代理で奥課長代理が出席しております。

○奥課長代理 よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 福祉局障害者施策推進部、志村共生社会推進担当課長でございます。

では、議事に先立ちまして、事業調整担当部長、渋谷よりご挨拶を申し上げます。

○渋谷事業調整担当部長 福祉局事業調整担当部長の渋谷でございます。オンライン併用のため、座ったまま失礼いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、第14期福祉のまちづくり推進協議会第5回専門部会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、9月に書面開催いたしました第4回専門部会では、意見具申の素案について、意見具申は次の福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方をテーマとしていますが、これについて、委員の皆様より多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。

本日は皆様から頂戴いたしましたご意見を反映した意見具申（案）をお示ししております。

専門部会での審議は本日が最後となりますので、委員の皆様の豊富なご経験や知見を

基に、この意見具申（案）について詰めの段階、盛り込むべき内容の最終確認という観点から、ご意見をいただけますと幸いです。

今回は11月28日開催の福祉のまちづくり推進協議会に、この内容についてお諮りする予定になってございます。引き続き、委員の皆様のお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、この会議は公開の会議となっております。また、本日オンラインにて傍聴及び取材の方がいらっしゃいます。あわせて、会議の議事録につきましては、後日東京都のホームページで公開をいたします。

また、本日の会議は、会議室での参加とオンライン参加のハイブリッド方式で開催しておりますので、それぞれご注意いただきたい点がございます。委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃり、本日オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前をつけていただくよう、お願いいたします。

会場にご出席の委員の方のご発言の際には、机上に備付けのマイクのボタンが手前にありますので、そちらを押して赤いランプが点灯したのを確認してから、ご発言をいただければと思います。ご発言後は、同じボタンを押してマイクの電源をお切りいただければと思います。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのごお願いでございます。ご自身の発言時以外はマイク、ミュートは常にオフの状態としていただければと思います。ご発言の際は、Webexアプリの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で画面上で手を挙げていただければと思います。

また、音声が届かないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択してメッセージを送信願います。メッセージが送信できない場合は、事務局から本日の会議の案内メールに返信をする形でご連絡をいただければと思います。

注意事項については、以上になります。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆さん、おはようございます。高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、9月4日、書面会議になりまして、皆様方からたくさんのご意見をいただきました。全て完全に反映し切れているわけではありませんけれども、可能な限り、事務局のほうで調整、整理をさせていただきます。今日の資料という形になっております。

それでは今日、専門部会としては最後になりますので、いろいろご意見はあるかもしれませんが、どうぞ、忌憚のないご発言をいただければと思います。

それでは資料に基づきまして、最初の議事に入りたいと思います。

意見具申（案）に関する検討ということで、資料について、2-1からでしょうかね、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

それでは議事（1）第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申（案）に関する検討につきまして、資料1と2-1、2-2を用いて説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料1をご覧くださいと思います。

第4回専門部会の主な意見概要ということで、書面開催でございましたので、簡単にご紹介をさせていただければと思います。

まず、第1章についてのご意見でございます。国の動向についてということで、国連の総括所見の中で、建築設計者や技術者などの専門家のためのアクセシビリティ、能力構築計画の強化について、追加できないかというご意見です。

それから、計画事業の主な実施状況について、取組の成果となっているが、中に「今後も継続していく必要がある」とかの表現があるので、「成果」という言葉とは違うんじゃないかというご指摘です。

それから、点字による即時情報ネットワーク事業で何を伝えるかというところを書き添える必要があると。

それから、手話のできる都民育成事業で講習会の修了者数が出ているが、ハンドブックが配布されていて評判もいいので、発行部数なども入れてはどうかというところですね。

ヘルプマークについてですが、注意を払う人が少ないというところはまだあるので、認知度が低いというところで周知徹底というところをご意見いただいております。

それから、都民の意識調査結果についてですが、20代での情報提供というのはあるんだけど、70歳以上の方についてはデジタルデバイドというところがあるので、そういうスマートフォンのデジタル技術の利用に向けた支援が重要というご意見です。

それから、第2章の交通機関について、優先エレベーターの適正利用や、駅のエレベーター自体の大型化に対する助成をすることが必要ではないかというご意見です。

それから、国で、公共交通機関の旅客施設・車両等・役務、それぞれのガイドラインが示されているので、それに沿ってということを追加したほうがいいんじゃないかというところですね。

それから、2枚目の、無人駅についてですけれども、知的障害者も困ったときにどう連絡していいかわからないというところがあって、利用者との連絡手段を明確にする、必要に応じて人員を派遣するというような文言があるほうがいいんじゃないかというご意見です。

それから、ホテルについて、客室のしつらえや設備を図面や写真を併用して情報発信ということを入れたほうがいいんじゃないかというご意見です。

それから、車椅子利用者用駐車施設について、車椅子利用者以外を排除することのなような説明というところです。

それから、公園についてですが、歴史的庭園のバリアフリー化の検討について入れるべきではというご意見です。

それから、心のバリアフリーですが「適正利用」という言葉が、分かりにくいので、「理解と認識を深めるべく」のような表現がいいのではないかと。

それから、インクルーシブな教育について、「個々の違いを認め合い」という言葉があったほうがいいのではないかと。

それから、心のバリアフリーの授業の展開で、交流などの取組も想定して加筆が必要ではないかと。

それから、障害者が日常的に社会の差別・偏見の中で生きているという視点を加える必要があるのではないかとということです。

それから第3章につきましては、計画の目標のところですけども、「互いの人権や尊厳を大切に」という文言が必要ではないかというご意見。

それからスパイラルアップという言葉が分かりにくいので、「検証・評価に基づいて継続的な改良や改善を行う」というような意図が説明にあったほうがいいのではないかとご意見をいただいております。

反映箇所については、後ほど、資料2-2の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、資料2-1をご覧ください。

前回、第4回の専門部会までにお示しした意見具申（案）の中の、都におけるバリアフリー化の進捗状況については、令和3年度末のものだったのですが、令和4年度末の結果を反映して、今回、意見具申（案）として、本日お示ししたものに置き替えております。

先立って、庁内で設置しております福祉のまちづくり推進計画の評価委員会の中で、令和4年度末までの進捗状況について評価、実効的な評価を行いまして、そちらを今回入れております。

評価の簡単な概要について、主な事業の概要については、資料2-1のほうでまとめております。

まず、表面でございますが、左側、鉄道駅の関係ですが、エレベーターが98%、ホームドアは令和4年度末で51.6%、車椅子利用者対応トイレは97.2%となっております。

道路関係でございますが、エスコートゾーンは777か所、都道については優先整備路線がまだ残っておりますが、180キロ中147キロまで来ております。無電柱化が41%、環七は60%。

それから面的な整備については、基本構想が21区実施、マスタープランが4区3市、ノンステップバスは96.3%、UDタクシーが1万6,003台。それから、宿泊施

設のバリアフリー化の支援として、令和4年度は21件という形になっています。

裏面、2枚目にいきまして、ソフトの事業でございます。情報バリアフリーですが、車椅子トイレのオープンデータ化については、令和4年末で9,047基、バリアフリーマップが37区市区町村、UDナビやデジタル技術を活用した聴覚障害者のコミュニケーション支援事業をやっていきます。

心のバリアフリーについて、UD学習が令和4年度9区2市、当事者参画が令和4年度、19区11市2町1村ですね。それ以外に都民への普及啓発ということで、様々実施しているというようなまとめ方をしております。

続きまして、資料2-2、意見具申（案）の内容について、ご説明をさせていただきます。

表紙がございまして、その裏面のところに巻頭言ですね。はじめにということで、高橋儀平会長の「はじめに」の文章ということで、追加をしております。

その次、3ページからが、第1章、都におけるバリアフリーをめぐる現状というところで、ここ、内容は第4回と変わっておりませんが、それぞれのグラフの説明する項目がセンタリングになっていないという点で、統一されていないところがありましたので、そちらをそろえております。

10ページに飛んでいただきまして、国の動向のところでございます。ご意見をいただいたのが、障害者権利条約の批准と国内法の整備の一番下、10ページの一番下ですね、総括所見、改善勧告のところでございますけれども、前回までは「さらには」以降しか入っていなかったんですけれども、そこにご意見をいただいた建築家や技術者教育の必要性ということ以外にも、情報のアクセシビリティ、学校、公共交通集合住宅、小規模店舗のアクセシビリティという言葉も入っておりますので、そちらも入れております。

こちらの修正点は以上でございます。

それから、12ページからが主な実施状況ということで、先ほど概要をご説明した令和4年度末の数字に置き替えております。

交通機関のところ、ホームドアの、全体51.6%というところですが、都営地下鉄については89.5%という数字を入れております。

それから13ページのところの真ん中より下のところ「取組の評価」とございます。これ、まさしく取組の成果ということで「成果」という言葉とそぐわないのではないかと、ご意見をいただきましたので、今後進めていく必要があるということも含めて「取組の評価」という言葉に代えさせていただきます。

中身については、先ほど概要をご説明したので省略させていただきます。

それから、15ページですが、面的なバリアフリー整備のところの取組の評価というところですね。重点整備地区とか、移動等円滑化促進地区で、今後もさらに促進を図っていくとなるのですが、やはり、当事者参画とか教育啓発特定事業というところの重要

性というご意見も専門部会の中でいただいておりますので、UDの理念の普及啓発にも取り組んでいるというような文言を入れております。

それから16ページの建築物の取組の評価のところにも、今後も当事者参画の施設整備を促進していくということを入れております。

それから、17ページの一番下ですが、点字による即時情報ネットワーク事業の即時情報が何かということで、これは新聞などの最新の情報をリアルタイムにということですので、その説明を追加をしております。

それから18ページの上から二つ目、手話のできる都民育成事業ですけれども、単なる通訳者の養成だけではないので、その普及啓発についても触れたほうがいいのではないかとご意見をいただきまして、リーフレットやイベント、動画による手話の普及啓発を実施しているということを入れています。

発行部数については、はっきり分からないところがあり載せていない形ですので、数字については修了者数のみというところでご了承いただければと思います。

それから19ページ、ヘルプマークの推進で、こちら令和3年度までに約46万5,000個を配布していますが、令和4年度の実績については、ただいま精査中でございます。11月28日の意見具申のときには、何とか間に合えばなどは考えていますが、今、精査中ですので現時点ではこのような表記になっております。

以上になります。

それから、21ページからの都民の意識調査、こちらと同じですね、グラフの説明のところ、センタリングや統一性を改善というところを反映しております。

30ページをご覧ください。第2章で、今後の主な課題と方向性というところでは、総論としてのリード文を入れております。前回までは、第3章のところでは計画の策定に向けてということで、オリパラのレガシーの話と障害者権利条約の話を入れていたのですが、そちらは、こちらの第2章の頭にリード文として持ってきております。

第1パラグラフが、2020大会のレガシーというところと、加えて2025年デフリンピックがございますので、その追加をしております。「東京2025デフリンピック大会の開催も踏まえ、国籍や障害の有無に関わらないコミュニケーションや心・情報・街のバリアフリーをさらに推進する必要がある」という文言を加えております。

今、「デフリンピック大会」となっていますが、略称の正式名称が「東京2025デフリンピック」ですので、「大会」は、この後、削除させていただければと思います。

それから、第2パラグラフについてでございます。障害者権利条約の「総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ」というところで、人権とか尊厳とかというところの視点をもう少し入れるべきだというようなご意見もありましたので、こちらにも「多様な人が人権や尊厳を大切に」という言葉を入れつつ「共生社会の実現を目指すことが重要」というような文言にしております。

次に、ご意見をいただいたところで行きますと、31ページですが、公共交通のとこ

ろの黒丸の上から六つ目のところですね。「駅港内におけるピクトグラム、音声案内装置、視覚障害者誘導用ブロック」のところですが、国のほうで公共交通機関の旅客施設ですとか車両、役務のガイドラインが出ておりますので、それ等に基づいてというところで追記をしております。

それから、その三つ下の黒丸で、「駅員等による利用者への乗降介助等」でございます。今まで、乗降介助等という形でしたが、その後、追記をして「対応全般に際して」ということで、乗降介助だけではないということを追記をしております。

その1個下、「無人改札口・無人駅」についてですけれども、2行目「インターホン等設置するなど」の次ですね、「利用者との連絡手段を明確にし、必要に応じて人員を派遣するなど」ということを追記しております。

その次の黒丸のところは、エレベーターの優先利用等に際して「心のバリアフリーの実践に向けた広報」ということで追記をしております。

それから、しばらく飛びまして34ページ、建築物のところですが、黒丸の上から三つ目、ホテルの車椅子使用者用客室のところ、「利用率の向上を図るため、同客室のしつらえや設備を図面や写真を併用して情報発信していく」という点を追記しております。

それから、この列の一番下ですね、「車椅子使用者用駐車施設の適正利用」というところで、国のガイドラインでは3.5メートルの区画については車椅子使用者を対象とすることが望ましいというような形になってはいますが、当然、その車椅子使用者以外でも使用はできますし、車椅子使用者駐車施設と別に通常の区画ということで優先駐車区画ですね、この考え方は国のガイドラインにもはっきり入っておりますし、都においても優先駐車区画を今後増やしていくということで都議会でも議論がされまして、この方針が明確になったというところもありますので、「歩行困難な障害者や高齢者、妊産婦等、移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画の拡充を図っていく」ということを追記をしております。

次に、公園等のところでございます。課題と方向性の二つ目の黒丸、文化財庭園について追記をというご意見です。「文化財としての芸術的、歴史的な価値を厳密に保存しつつ、利用にあたり誰もが地域の歴史を体感できるよう、管理運営等の手法も含めてバリアフリー化等を検討していくことが必要である」という文言を追記しております。

それから35ページ、住宅のところの課題と方向性、黒丸三つ目ですが、「車椅子使用者等の多様な被災者が」ということで文言を追記しております。

それから36ページ、情報バリアフリーについてですが、課題と方向性、黒丸の5個目ですね。「誰もがスマートフォン等のデジタル技術を円滑に利用するための支援を行っていくことが必要である」ということで、こういう表現にしております。

それから、心のバリアフリーに入りまして、37ページです。課題と方向性の黒丸の二つ目ですね、「適正利用」の言葉は、やはり分かりにくいということで、「バリアフリー設備の理解と認識を深めるべく、普及啓発を強化」という文言にしております。

その2個下、「交流及び共同学習等の機会を拡充していく」というところで、「共に学び、体験し、個々の違いを認め合い」ということで、インクルーシブな教育について、やはりこの部分の文言は必要ということで、ここを追記しております。

その1個下、学校教育と連携した授業の展開ですが、「当事者と共に推進する取組が重要である」ということを追記しております。

その次の災害時・緊急時のところは、特に変更はありません。

39ページからが第3章でございます。推進計画の目標のところでございますが、人権とか尊厳を尊重という言葉を入れられないかというご意見だったのですが、例えば都において人権施策については別に基本指針があったり、また、同時に今、障害者推進計画のほうの策定も進めておまして、そちらのほうで人権とか尊厳という言葉は十分入るといってもあって、福祉まちづくり計画の中で、どのような表現が一番望ましいのかということで考えまして、途中に「多様な人との違いを認め合い」という言葉を、追記しております。

今までの計画の中では、この文言がなかったのですが、今回の計画から入れるという具申をいただくのがどうかということで、入れさせていただいております。

ですので、目標としては「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」とすべきである」というような具申ということにしております。

それから40ページのスパイラルアップのところですね、用語がやはり分かりにくいということで、全体的に用語解説を加えさせていただきました。41ページ以降になります。用語解説ということで、途中で説明が必要な用語については、ここで説明を入れるという形ですね。

スパイラルアップについては最後、45ページになりますけれども、※38ということで「改善が奏功しあって継続的な改良・向上に結びつくこと」ということで、入れさせていただいております。

以上、第4回との修正点を中心に、ご説明させていただきましたので、これを基に意見交換をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○高橋部会長 資料の説明、ありがとうございました。

主に先ほどの資料の2-1ですかね、資料1で、前回の書面会議でいただいた意見の反映の成果についてご報告をいただいたところであります。

それでは、資料2-2につきまして、皆様方のご意見をいただきたいんですが、非常に量がありますので、少しずつ区切りながら進めたいというふうに思います。おおむね60分か70分程度、予定をしております。

それでは最初に、一つ一つ区切っていきたいと思いますけれども、「はじめに」から第1章の終わりですね。29ページのアンケート調査のところまで、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

何点か修正箇所がありますけど、大きなところは取組の成果から取組の評価、これは推進協議会の立場としても、そのほうが適切かというふうに思います。ご意見、ありがとうございました。

これまでも繰り返し、初期の段階から状況説明があったところですが、調査の結果につきましては、それぞれの立場で考察とか分析の仕方が変わってくるので、非常に統一した見解という形ではなかなか難しいところですが、一応、丁寧に状況報告をしていただいているところです。

ここ、よろしいでしょうか。また、後ほど振り返りまして、ありましたらお願いしたいと思います。

それでは、続きまして第2章ですので、30ページからですね。この辺りが非常に課題認識として重要な部分になります。38ページまでですね。30ページから38ページまで、非常に広範な領域に入ってきますので、公共交通の部分、道路から面的なバリアフリー、そして施設整備ということになります。住宅の、公園・住宅の部分、それから心のバリアフリーの理解、増進といったようなところが入って、理解・促進というところが絡んでまいります。

この辺りにつきまして、ご意見がありましたら遠慮なくご発言いただければと思います。

菊地委員、お願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会事務局長の菊地と申します。

いつも、心のバリアフリーのところで発言をさせてもらっておるんですけども、かなり私の発言の趣旨も、都のほうで理解していただいたということで、大変感謝しております。

先ほども立ち話でお話ししたんですけども、結局、患者の権利ということですね。人権擁護ということに関して、どうしても発言しなければならない事態というのが、また発生したのは、皆さんもご存じだと思うんですが、滝山病院という病院で虐待の事案が発生したんですね。この病院における患者の虐待という事案は、この事件以外にも、本当に何度か発生しているんですよ。

ですから、精神病院における虐待というのが、何でこう、終わらないかというのを考慮していく必要があるんじゃないかと思います。

さらに問題点があると思われましては、その虐待に関して精神病院協会というか、上部団体の経営者団体のトップの方が、滝山病院を擁護する発言をしているんですよ。だから、やっぱり単なる滝山病院だけの問題ではなくて、まだ精神病院自体の持っている体質の問題という点で、こういう虐待が認められてしまっているという事態があるんじゃないかと思うんですよ。

ですので、非常にしんどい作業ですが、そういうような精神病院の状況に関して、都が指導していくというのは非常に大事なことはないかと思われまして、改めてまた、

意見をさせていただきたいと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。事務局から、ございますか。担当部局のほうにも、所管部局のほうにも、しっかりとお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

ほか、いかがでございましょうか。

川内委員、その後、比留間委員、お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

2点あります。31ページの下から四つ目で、無人改札口・無人駅においてはということで、「駅改札にインターホン等を設置するなど利用者との連絡手段を明確にし」とあります。インターホン等というので、含まれていると言われればそれまでなのかもしれないけれど、インターホンというのは、基本的には音声の連絡ですよ。それが、まずポンと出て「等」となると、じゃあ、聞こえない人の連絡手段は付加的なものなのかということになりますよね。

私は、ここは、例えば「ビデオ通話付インターホン等」とか、あるいはそこを特に機材を書かずに、「聴覚や視覚に障害のある人も含めた利用者との連絡手段を明確にし」とかというふうな、もうちょっと、インターホンがメインだよという印象をなくすような書き方にしないと、音声だけやっている駅、すごくたくさんあるんですね。だから、それだとやっぱり、聴覚障害のある方が、ずっと取り残されていくなというように思います。それが一点です。

それから、もう一点は、37ページの、上の課題と方向性のところの二つ目で「バリアフリー設備の理解と認識を深めるべく」というのは、これは設備のほうなんですけれども、実は先ほど適正利用のところでもそうなんですけれども、そこで利用している人に対する理解というのがとても重要なので、ここ、例えば「バリアフリー設備及び、その設備を必要とする人への理解と認識を深めるべく」というふうに、人と物と両方の理解を深めるということが重要なのではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

後ほど、また、全体のコメントをいただきたいと思います。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 日野市の比留間です。

37ページのところで、災害のことについては触れられていますね。現状に関して、例えば一番最初の白丸のところ、「社会福祉施設等の耐震化」、これは大変重要だと思います。この表記はいいと思います。ただ、大災害時における夜間の対応というのは、東日本大震災のときの体験で、夜間が一番困るものです。そのため、自立灯の設置などを提案してもいいのではないかなと思いました。

実際に私、今、知的障害者施設の役員をやっておる中、その施設の中に、自立灯を設置しようと、私が個人的に費用を出して設置しようとの方向で今、動いております。

ぜひとも、夜間の対応ということで、電線を引っ張ってこなくてもできるような明かりが準備できればいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 いくつか受け取った感想をいいます。まず、受け取って、これを読んで、やっぱり僕はうるさいようだけど、この委員会とか、あるいは東京都に対してうちの団体が行って、繰り返し繰り返し言って良かったなという点が何点かあります。

一つは書かれていたように乗換駅、これに関して1ルートじゃなくて2ルート目をつけていこうということが書かれているけど、仲間に言っても、僕らがやっぱり経験して、そういうことを言い続けてよかったねという話があります。

これも、できたら、推進計画でどういうところを、どう推進していくか具体的に書いていただければありがたいと思います。

それから2点目としては、歴史的庭園の調査をやっていこうと。これも僕はもう、30年ぐらい前ですか、前に座長をやっていたいただいた野村歡さんと浜離宮の調査なんかをやりましたが、もうちょっと研究を深めたいなど。関係者を集めて手弁当でもいいから、研究会をつくることを東京都がやっていただけないかと。

これはバリアフリーが単にスロープや何かをつければいいということじゃなくて、本当に私たちが歴史的に積み上げてきたものを尊重しながら、まちづくりをやっていくんだよという一つの証であると思って、そういいますか、そういうことは、いつも僕は言っているので、評価を最初に言いました。ただ、僕は幾つか言わせていただきたいと思えます。

1つは、エレベーターの設置により1ルート確保が98%になった実感です。ところが、この間、用があって具体的に言いますとJRの高尾駅に行ったら、エレベーターがないんですね。東京都区域の高尾ですらないというのは、まず、意外だったと。

何を言いたいかという、ケチをしているのではなくて、バリアフリーマップと言うと、いいところばかり考えてやるけど、考えたら98%の残りの2%の駅を、もっと大きく書くべきではないかなと。

そして僕は、例えば、京王線からJRに乗り換えたんですけど、有名な高尾駅がバリアフリーになっていない駅なら、八王子から乗り換えようということも言えるので、これからはそういうところも結構やって、やっぱり時代が変わったということが言えると思うんです。

それから、ホームドアの問題ですけど確かに努力によって都営地下鉄は、大体の駅が完了しましたが、やっぱり仲間から、やっぱり公共乗換えの駅がどうなっていくか、

下手をすると、2036年までにみたいにかかれていますが、みんなが俺たち生きていられるかどうかという問題があるから、これを具体的にやっぱり計画を引き延ばさないところが必要ではないかなと思います。

また、31ページ、バスのところで、観光バスや空港アクセスバスのリフト付、これも僕らが言ってきたんですけど、これに関して、何で高速バスは書かれていないのかということ、ちょっと不思議に思ったので言います。

それから、道路のバリアフリーの問題でも、ぜひ、仲間から言ってもらいたいというのが、点字ブロック。壁から60センチと言っていたのを、中央に設けるのが望ましいということ。60センチだと今、看板や何かを出すところが多いので、これは今すぐではなくてもいいですから、基準の中で考えてもらいたいということをお願いしたいと思います。

それから33ページの飯田橋、新宿西口におけるみたいところで、ちょっと言いたいんですけど、僕らには、仲間と共に非常に、今日も通ってきたんですけど、西口広場の今、大きな工事をやっているんです。あれも、13階か14階のビルを壊して二十何階かの建物を建て直すという、しかも使いながらという、考えられないようなことを、やっぱり日本ではやっちゃうんだなということを思いました。

でも、あれは怖いんですね。視力障害者側から言わすと、毎日毎日ルートが変わると。これは視覚障害者にとって危険なことが非常に多いと。僕なんかもそう、ここに来るまでのときには、エレベーターの位置が変わったので、人の流れを横断していかなきゃいけないと。人にぶつかってはいけないと思って、非常に注意しながらやっていくんですけども、そこら辺のところの問題だと思います。

都営住宅の問題ですけど、やっぱりこれは書くのが難しいと言われるかもしれないけど、やっぱり新築を増やしていくということは必要かなと思います。それとともに、最近聞いた話で、なるほどと思ったのが、僕は40年前までは車椅子住宅を造れ、1階に造れということで、僕は言ってきました。それで、かなり増えました。

そして、最初はよかったんですね。車椅子住宅の前に敷地があって庭やって花なんか植えてね、ところが、入った人も、もう、高齢化になりました。今、どこの車椅子住宅も前庭が手入れできていないです。年を取った障害者で草刈りなんかできません。でも、近所の手前、除草剤をまくわけにもいかないわけです。

そうすると、耐震化工事をする中で、車椅子住宅の研究を進めれば、2階や3階でもいいじゃないかということも考えて、これも研究を進める必要があるんじゃないかなと思います。

最後に、問題のところの一つだけ言います。僕ら、仲間たちと問題解決議論をやっているんですけど、ふと、仲間が出てきたのはある作業所で、ある仲間たちが、もう10年前になるけど、3.11の体験を広めようという運動をやったんです。これは非常に重要だなと、僕は思いました。やっぱり体験したことによって、何が不足で何が問題か

というのがあるので、そんなこともやっぱり、都民に広げ、一つ一つ掲げ、聴覚障害者も含めて、僕たちの仲間が、どういう怖さを感じたのか。それに対して、どういうことをやっていって、それがもっと震度が大きければどうなっていくかということも推測できると思うので、ちょっと発言します。

僕の発言がすべて活かすのは、無理なことも分かります。だけど、やっぱり委員の一人一人がここへ盛り込めなかったことに附随して、例えば車椅子住宅の問題で言えば、まちづくりというのが、一つ要求が実現すると新しい要求が出てくる。これがまちづくり分野の一つの大きな特徴かと思います。

それを何となく進めるようなそんな協議会の提言にさせていただければありがたいと思います。

終わります。長くて、すみません。

○高橋部会長 市橋委員、ありがとうございました。

それでは、織田委員、お願いいたします。

○織田委員 ありがとうございます。Wheelogの織田友理子です。

34ページ目についてお話しさせていただきたいと思います。幾つかあるのですが、まずは下のほうの駐車場についてです。「幅の広いスペースを真に必要としている人」と記述されているのですが、幅の広いだけではなくて、後部座席から乗り降りする、スロープやリフトがついている車両などについての対応が必要な駐車場についての記述がないと思っています。東京都の施設整備マニュアルについては、現状としまして、望ましい整備として後部のスペースも確保するように努力義務と記載してくださっているのですが、こちらのほうにも、できれば書いておいていただけると、幅の広いスペースがあるものだけが車椅子の対応の駐車場ではないという理解啓発につながるのかなと思います。もし可能でしたら追記させていただきたいです。

また、その上のほうの飲食施設についてなのですが、小規模店舗等でのバリアフリー化についてです。バリアフリー化と店員の接遇のことについて書いてあるのですが、バリアフリーができなかった店員の接遇ということに移行されるかなというふうに、これを読んでいる限りでは理解されるかと思います。その中間、やはり店員の接遇にも含まれるのですが、可動式のスロープなど、簡単な例がバリアフリー化には対応できるはずだと思うので、もし可能でしたら、こちらも本当にしっかりバリアフリー化をしなければいけないということではなく、可動式のスロープなどについても記述していただけたらうれしいなと思いました。

また、最後になりますが、ホテルについてです。「客室のしつらえや設備を図面や写真」と記述されていて、すばらしいなと思うのですが、そちらのほうに、そのホテルと宿泊施設だけではなくて周辺の、もしくは最寄りの公共交通まで情報発信するのが望ましいと書いてくだされば、そのホテルさんとか、宿泊施設さんの方々が、そのご自身の建物だけではなくて、周辺のバリアフリー情報がどうであるかというところの、教育

にもつながるのではないかなと思いました。そこも可能でしたら記述していただければうれしいなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の事務局長、越智です。

先ほどの川内委員がおっしゃった無人駅の問題は全く同感ですので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

実際に、先日、久しぶりに、ゆりかもめに乗ったんですけども、障害者割引のために障害者手帳を置いてくださいという機械があります。それを置いて、欲しい切符のボタンを押したんですが、買えないんですね。結局、駅員さんにサポートしていただいて買いました。

機械があっても対応ができていないことが多いので、きちんと対応できるように検討をお願いしたいと思います。

別のところでは、動画が見られる、そして向こうの状況、遠隔状況も見られるというところがあります。筆談をして、お互いに筆談を読み合えるような機械もある、そういった方法もあるかなと思いますので、実際にそういったことをつけるときには、当事者に検証していただいて、本当に有効かどうか調べる必要があるかと思います。

それから、災害の部分ですけれども、38ページ、最後から2番目、手話・文字などの情報伝達をすると書いてありますけれども、そのこのところに、もう一つ、ボディーコミュニケーションといいますか、身ぶりのコミュニケーションも入れられないかと思っております。

といいますのは、昨年、今年ですかね、デフリンピックの会場の予定になります駒沢公園のところで避難訓練を、聴覚障害者を想定した避難訓練を行いました。文字情報などをあらかじめ用意して対応しましたけれども、実際に開いたときには、文字情報はなかなか効果がなかったんです。

それよりも、職員の方々、指導者のボディーコミュニケーションが大事になりました。例えば「待って」というときには、文字ではなくて身ぶりで、こうして両手で表したほうが効果があるという結果になりました。

そういった状況でありますから、もう一つ、ボディーコミュニケーションについての情報も入れていただきたいと思います。

次に、用語の解説のところも、よろしいでしょうか。

○高橋部会長 後でお願いします。

○越智委員 分かりました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

オンラインでご参加の皆様で、ご発言、ご意見等、ございませんか。

じゃあ、瀬戸委員、お願いいたします。その後、大島委員、お願いいたします。どうぞ、ご発言ください。

○瀬戸委員 ありがとうございます。36ページ、誰もがスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築の点で、課題と方向性の3番目、UDナビやオープンデータカタログサイト等の運営という箇所になります。

「カタログサイト等の運営を通じた、施設によるバリアフリー情報の発信やオープンデータ化の促進を図っていく必要がある」という箇所なのですが、ここの「施設による」という点が、バリアフリーや福祉のまちづくりを实践されている施設から、どんどんバリアフリー情報を発信する必要があるということが、読み取れてしまうんですけども、そういった施設側からの発信というのは、そういったことが充実することは非常に大事だと思うんですが、一方で、施設側もこれ以外に情報発信というのもしなければいけないので、独自に情報発信をするというだけではなくて、その受皿として、東京都など行政機関のほうが、こういったバリアフリー情報をまとめて発信し促進を図っていくという観点が必要ではないかと思います。

なので、ちょっとこの「施設による」という表現が、うまく、そういった負担に思われないような書きぶりに、変えられるのであれば、その点調整をさせていただければと思います。

こういった情報発信に関する趣旨としては賛同したいと思います。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、大島委員、お願いいたします。

○大島委員 36ページの共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進のところになります。

今のように、ちょっと大意というか、内容は通じるんですけども、ちょっとこういう、ここの表現がというところが、36ページの一番下の白い丸の二つ目、障害者の理解促進のところの、この「者」というのは要らないかなと思います。

というのは、福祉のまちづくりを目指すに当たって、障害者、高齢者、子供というのが、弱い立場に置かれがちな人に配慮したまちづくりというものをしていこうというふうになっていますので、「障害の理解促進」でよろしいかなというふうに思いましたのと、もう一つ、37ページ、課題と方向性の一番上の黒い丸なのですが、福祉のほうの領域では、この社会モデルというのを全否定しているわけではなくて、医学モデルの対にはあるけれども、この両方を用いながら、自分、私なんかも含めて、いろんな多様性のある人を理解していきましょうというような用い方をするんですけども、ここは、多くの都民が障害の理解のための社会モデルの考え方を、正しく、ここ「理解」が重複しちゃうのであれば、「正しく知り」とかでもいいし、つまり、障害の理解のための社会モデル、つまり、障害者とか高齢者とか児童という人の、特別な対象の方を理解する

というよりも、障害の構造的な、社会的につくられるものがあるよというところで社会モデルというのがあるので、「障害の理解のための社会モデル」というのが意味が通りやすいかなというふうに思いました。

大意のほうは通じると思います。以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。20件ぐらいご意見がありましたけれども、事務局のほうで今、今日の時点でお答えいただける、あるいは修正したほうがいいかなという点も含めて、ご発言いただけますか。

田中課長、よろしく願いいたします。

- 田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。いろいろ貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様いただいた意見の順番でコメントさせていただければと思います。

最初、川内委員からございました無人改札口のところの「インターホン等設置」というと、普通に音声でしゃべるためのインターホンというところで、特別、何か、そのバリアフリーとかということじゃなくてという、視覚・聴覚のある方にとっての設備というところの強調というか、それが分かるような表現というところで受け止めさせていただきましてけれども。

こちら、確かに今の表現で分かりづらいところもありますので、何とかその辺りのニュアンスが出るように、検討させていただこうかなと考えております。

それから、バリアフリー設備の適正利用のところで、単に設備だけじゃなくて、利用している人、どういう人がその設備を必要としているかというところも肉づけが必要じゃないかということで、こちらもどういう表現がいいかというところで検討が必要かなと考えております。

それから、比留間委員からいただきました、夜間の対応というところで、ここは社会福祉施設における夜間の対応みたいなことですかね。

- 比留間委員 取りあえず、そこ、こういう項目があるので、取りあえず、そこで考えてみたらどうかということでも申し上げました。

- 田中福祉のまちづくり担当課長 現状、社会福祉施設、社会福祉法人ですとか、NPOが持っていたりとかするところの、その施設サービスに対する基準をつくったり、運営の基準をつくったりですとか、施設整備に対して補助を出すというような事業を、ほかの部でやっているんですけども、夜間の対応で、特に自立灯とかというところでいくと、やはり、自家発、非常用発電設備が、ある程度整っていれば、ふだんは商用電源で使うだけけれども、災害時は自家発の電気系統でつなげて使うというような形ができるかと思えます。

その自家発に対して、どこまで補助が出るかとか、国費も含めて、今、私のほうでは情報がありませんので、所管のほうに確認をした上で、その辺り、触れられるかどうかというところで、調整をさせていただければと思いますが、いかがですかね。

○比留間委員 今の自家発電だけではなくて、蓄電池もあり得ますよね。

明るいときに太陽光でエネルギーを集めておいて、それを蓄電しておいて使うという方法のほうが、コストは安いはずなんです。

ですから、それを考えてもいいかなというふうには思います。すみません。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

そうですね、自家発よりも、もし、ふだん、商用電源で来ているものを蓄電池にためておいて、そっちのほうが安く済むのであれば、そういう設備を対象にということかと思いますが、あわせて、確認をしたいと思います。

それから、市橋委員からありました歴史的庭園の研究会で調査をやってみるといふところについては、所管のほうに伝えさせていただければと思います。

あと、エレベーターの98%残りの駅ということも、なかなか駅名を書くところでは難しいかなとは思いますが、計画的推進というところで、今回、踏み込んで書いていただいたというところはありますので、所管のとも調整させていただいて、どういう形で推進計画の中で書くかというところを、引き続き調整したいなと思っております。

それから、ホームドアも、2036年までという計画も鉄道事業者なんかにはあるとは思いますが、ここも一つ、今までは地下鉄駅を中心に進めてきて、JR、私鉄駅を今、3割なので、2030年までに6割というような目標のところは、都としても長期戦略の中で書いておりますので、その辺りを推進計画に記載する段で、どう書けるかというところで調整をさせていただければと思います。

それから、点字ブロックの壁から60センチというところで看板が結構設置されていることが多いというところなんですけど、基準やマニュアルの改訂などの中で、またご審議をいただくというところで考えております。

今すぐできることとしては、ブロックの上には看板とかを置かないというところの普及啓発、ここは、しっかり強めていきたいと思います。今年度やっています集中的広報事業の中でも、ブロックの上には、もう、絶対物は置かないでとか、立ち話をしないでとか、歩きスマホをしないでとか、というところが、やっぱりメッセージの主流になってくるかと思っておりますので、そのソフト面とハード面というところで対応が必要かなと思います。

新宿西口の大規模な工事中のときのバリアフリー対応というところで、なかなかルールも明確になっていないところはあるんですけども、こちらも当然、ルートは確保しなければいけないこと前提ですけども、そのルートが変わるときの情報保障をどうするかというところは、極めて重要なことだと思いますので、ここも、所管局と調整をさせていただければと思います。中身的に、なかなか推進計画に書けるかどうかというところは、難しいとは思いますが。

都営住宅についてもご意見をいただいておりますので、ここも所管に伝えさせていただ

ければと思います。

それから、防災のところもそうですね。やはり、要配慮者への対応というところで、今、指針に書いていないこととか、当然、3. 1 1の経験も踏まえてというところについては、より踏み込んでいかなければいけないというところがあるかと思っておりますので、関係の局、関係部署と調整をして、推進計画に、どう表現できるかというところを、調整していければと思っております。

それから、織田委員からいただきました、3. 5メートルの駐車区画で後部座席でリフト付でという、基準は確かにあって、なかなかその整備が、努力というところもあるので、結構、まだまだ少ないのかなというところは正直感じてはいるんですけども、やはり、あわせてそういう整備も必要だよというところも伝えていかなければいけないというか、増えていかないというところがあるかと思っておりますので、盛り込み方を考えさせていただければなと思っております。

それから飲食店でバリアフリー化できなかった施設、そうですね、そこは、ハードだけじゃなくてソフトというところで両面になるかなと思っておりますし、なかなかスロープをつける改修はお金も必要ですので、なかなか商店街も経営が厳しい中でどこまでできるかかというところはあるとは思いますが、可動式のスロープであれば、もっと簡易に用意ができるというところで、そこを、どう施策として表現できるか。今も補助で対象にしているかもしれないんですけども、所管局と調整させていただいて、ここは推進計画の中で何らか答える形で、意見具申には間に合わないかなと思っておりますので、推進計画のところで書けるようにということで調整したいと思っております。

それから、宿泊施設の図面や写真の最寄り駅等からのアクセスルートも併せてというところで、すごい重要な指摘でして、まさしく行く途中のルートがはっきりしていなければたどり着けないんじゃないかなというところもありますので、ここは、なかなかホテル事業者にそこまでいうところはあるんですけど。

ただ、まあ、個人的に思うのは結構ホームページで、健常者のためにアクセス経路ということで、最寄りの駅から何分というのを書いてありますので、それとセットの情報というところで、当然そのバリアフリーの情報についても書いていく状況にならなきゃいけないだろうなというのは思っておりますので、そこは、ホテルの補助をしているところと、関係局とまた話し合って、何ができるかということで推進計画に向けて検討したいと思っております。

それから、越智委員からいただきました無人駅のところで、ゆりかもめの話がありましたけど、ゆりかもめには手話の、手話とか筆談の情報をリアルタイムに共有できる設備とか設置されているので、進んでいるのかなという印象があったんですけど、障害者手帳を置いて買えないという状況があるというのは、初めて知りました。

ですので、駅の窓口で、どういう形でそういう設備が、環境整備が一番最適なのかというところは、いろいろ何か方向性、選択肢がありそうだなということは、非常によく

分かりました。その辺りを踏まえた表現に意見具申の中でどれだけできるかということ
で、検討させていただければと思います。

それから、災害のところの情報伝達でボディーランゲージというところですが、災害
時に情報保障するということは、かなり意見具申の中で今回、踏み込んでいただいた
ところかなと思っております。当然、音声、文字だけで伝わりにくいところというところ
は、いろいろ幅広くというところではあると思いますので、こちらも所管、関係する
部署は中にありますので、ボディーコミュニケーション、ボディーランゲージみたいな
要素を入れられるのかどうかということで、調整をさせていただければと思います。

それから、瀬戸委員からいただきました施設による情報発信ということで、まさしく
ご指摘のとおりでして、UDナビで行きますと、施設が情報発信していれば、そこにリ
ンクを貼って、もっと詳しく知りたい方は、その施設のページで見てください。その
ハブとして、ポータルサイトとして、UDナビがあるという状態です。

行政として発信することについて、いろいろ中でも議論をしているところでは。一つ
は区市町村がバリアフリーマップで、バリアフリー情報をそれぞれ発信すると。バリア
フリー法の中でも、区市町村に対しては施設、事業者は情報提供を求められたりしなけ
ればいけないということが努力義務であるという状況ですので、一義的なその行政と
して情報発信するところは、区市町村なのかなとは思いますが、どのような形で、
全ての事業者がなかなか情報発信するのを待っていただけるのかと。当然、その情報発信
するよという働きかけは必要だとは思いますが、じゃあ、情報発信しないと、も
うその情報は得られないのかということになってしまうので、じゃあ、行政としてどう
いう情報を発信するのがいいのかというところは非常に重要な課題だと思いますので、
なかなか意見具申の中で、これ以上書き込めるかというのはあるんですけど、中長期的
な課題ということで受け止めさせていただければと考えております。

それから、大島委員からございました障害者の理解促進ということで「者」は要らな
いかということですが、ここ、ご指摘の趣旨、非常によく分かりましたので、取るこ
とができるかどうかというところで、関係部署と調整をさせていただければと思います。

社会モデルのところにつきましても、「障害の」という言葉がなかったですけども、
さらに障害の社会モデルだけじゃなくて、障害の理解のための社会モデルという言葉の
ほうが、一般的には分かりやすいんじゃないかということなので、そこはもう、そう
いう表現がいいのかなというふうに事務局としては考えているところです。

駆け足になりましたが、以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。かなり修正していただけたところもありそうで
すし、それから今、課長がおっしゃっていた中でも、私も聞いていて、これは、もうち
よっと盛り込めるかなというところなんかも何点かありました。

例えば、織田委員がご発言されていた、簡易型のスロープの件だとか、そういうところ
、具体的な部分でも書き込んじゃっても特に現状では問題ないという、合理的配慮の

中に入ってきているというところなんかもありますので、そういう点も何点かあったような感じがいたします。

それから、全体としては、最初に菊地委員がおっしゃっていた人権擁護の、あるいは人権の尊重の部分の観点については、一つ一つのところでは書き込めていないんですけども、全体としては共有認識は十分持っているかというふうに思いますので、それも、「はじめに」も含めて、しっかりと、もう一度、再確認をさせていただければというふうに思います。

それでは、まだ若干、時間がありますけれども、小山委員から。はい、お願いいたします。

○小山委員 日本女子大学の小山と申します。

今、最後に話題に上がった、その菊地委員のおっしゃった冒頭のご発言に関連してなんですけれども、今現在、障害者基本法、それから障害者総合支援法に基づく次期の障害者計画及び障害福祉計画の策定が、各自治体で進んでいるところかと思えます。精神障害の方に限らず、入所施設からの地域移行の目標値が国の指針では5%と出されていて、東京都及び東京都下のいろいろな自治体におかれては、そもそも他の府県に比べて入所施設の一人当たりの、入所施設の定員が少ないために、その5%を達成するということにおいてはかなり苦慮しているという実態は何うところなんですけれども、いずれにしましても、本委員会の守備範囲としましては、地域に移行してきた障害のある方たちが、よりインクルードされて暮らしやすいところを、さらにもっと書き込めるかどうかということだと思ったんです。

そうしますと、具体的には37ページの、この課題と方向性の中に書いてある内容が、もう少し、例えば精神障害のある方に対する配慮ということで何か具体的に書いたほうがいいのかというような、そのの部分に関して、菊地委員のお考えをちょっと伺いたいなど、話を聞きながら思ったということでございます。

それで、精神科病院における虐待通報に関しては、このたび、精神保健福祉法の中に盛り込むということで、今、取組が始まったばかりかと思えますので、その推移を見守りたいと思っています。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

菊地委員、いかがでしょうか。今、小山委員がおっしゃっていただいていますけれども。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の事務局長の菊地と申します。

今、小山委員の指摘の件については、確かに趣旨としては、今、部会長がおっしゃったとおりに考えていただいているということで、大変ありがたいんですけどもね。現実的には、今、小山委員が指摘されたように、社会復帰というか、地域生活に復帰することに関する記述というのがあったほうが、私はありがたいと思っておりますので、

ご検討いただければと思います。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。これとは別組織ですけれども、障害者施策推進協会のほうでも、今の問題についてはかなりきちんと対応したりとか、議論されているかというふうに思いますが、あわせて事務局とも相談させていただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次に、川内委員。

- 川内委員 東洋大の川内です。

先ほどの市橋さんの西口の工事ですけれども、課長さんのお答えでは、ちょっとどこに入れようかというような話だったと思うんですが、32ページの道路のところ、工事等で通常の経路が変更になったときの案内体制を考慮すべきとか、何か、そんな文言を入れたらどうかというのが一つの提案です。

それから、用語の定義のところについて。※5番のアクセシビリティと、それから※38番のスパイラルアップについては、この定義では駄目だと思いますので、ちょっと全面的にやり直す必要があるかなというふうに思います。

それから、これは越智さんに聞かないといけないですが、22番のデフリンピックですが、「聴覚障害者のための」国際的なスポーツ大会なのか、「聴覚障害者による」国際的なスポーツ大会なのか、あるいは「聴覚障害者の」国際的なスポーツ大会なのか、何かその辺は、越智さんのほうで、もうちょっときちんとご指導いただければと思います。

それから、44ページ、※30番のオストメイト用設備ですが、「主に人工膀胱・人工肛門を保有している」というふうに言っていますが「造設」ですね。造るに設けるの「造設」が普通の用語です。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございました。

それでは、今の用語も含めて、最後の3章について、皆様方からのご発言をいただきたいと思いますが、先ほど、越智委員のほうから用語についてのご意見があったかと思いますが、じゃあ、先に越智委員、お願いいたします。

- 越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。川内委員のおっしゃるとおり、デフリンピックについて、ちょっと引っかけましたのでお話ししたいと思います。

文章の中にデフリンピックという言葉を入れていただいて、ありがたいと思います。ただ、こちらの説明で、これはちょっとイメージできないかと思います。デフリンピックの知名度は低いです。このままでは10%そこそこの知名度でした。それでも10%台です、今のところ。

知らない人から見ると、これでは分からないと思います。川内委員がおっしゃったように、デフリンピックというのは「聴覚障害者のため」というよりも聴覚障害者自らも

含めて行う「聴覚障害者による」という言葉でイメージをもっとはっきりしていただくこと。

もう一つは、パラリンピックと同格ということを知っていただきたいと思います。説明文としては、「パラリンピックと同じように、国際オリンピック委員会から公認された聴覚障害者による大会」というような言い方がいいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。用語については、それぞれのお立場とか、専門の領域があるかと思いますが、ぜひ、事務局のほうにもご提案をいただいて、その上で検討させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、3章について、いかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。ありがとうございました。

オンラインの皆様、3章について、推進計画の策定に向けた基本的事項ということですが、よろしいでしょうか。手が挙がっていませんね。挙手は挙がっていませんですかね。大丈夫ですかね。

それでは、たくさんのご意見をいただいておりますけれども、改めて最初のページ等で何かお気づきの点がございましたら、いただければというふうに思いますけど、まだ、ご発言していただいている方もたくさんいらっしゃるかと思いますけれども、その方々を優先させていただきたいと思います。

最初に、日本女子大の佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 皆さん、どうもこんにちは。日本女子大学の佐藤でございます。

この意見具申の案について、直接的な内容とかではないんですが、この具申（案）に基づいて今後、推進計画を立案していくということになると思うんですね。

そうすると、この、今年の1月にも、10年後の東京を見据えたという意見具申を出しておりますので、この両方で、1月に出したものが内容的に検証されているのか、何かなくなってしまった、抜け落ちてしまっているものがないのかどうかという、その確認をした上で、推進計画の立案に臨む必要があるし、その辺は、推進計画、協議会のメンバーにも共有、何か対応表みたいなものがあるとすごい分かりやすいんですけど、何かそういうことでやっていただくといいのかなというふうに、ちょっと印象として思いました。

なかなか全体像が、非常にいろんなことが盛り込まれているので、全体像が見えづらくなっているというような印象も持ちましたので、そういう方法をちょっとご検討いただければと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。大変、大切なご指摘をいただきました。

半年前に答申しておりますので、そこの部分の進捗状況の部分、それから計画、推進計画に盛り込むときに、併せて再度、見直しながらという形になるかというふうに思いますので、今期の仕事の中だというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

永田委員、お願いいたします。

○永田委員 東京都手をつなぐ育成会の永田でございます。

いろいろと意見を反映していただいて、ありがとうございました。3章の目標のところにつきましても、よく承知いたしました。互いの「人権や尊厳を大切に」ということを、2章のほうでリード文でも生かしていただけたということで、ありがたく思います。

全体的な漠然とした意見なんですけれども、特にスパイラルアップの辺りで、目標を設定してプロセスを重視するという、その検証などが行われるという中で、やはりいろいろな環境整備だけではなくて人的支援に携わる人も多いですし、関係する人とか当事者とか、そういう人たちの研修のようなものの必要性みたいなことを、どこかに盛り込めないでしょうかということが私の希望ですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。確認しなくちゃいけませんけれども、恐らく、これまでの推進計画の中でも、本文の中では非常に丁寧にスパイラルアップについても書かれているかというふうに思いますので、この用語の中では非常に簡潔に示していますので、ちょっと先ほど、川内委員のほうからもご指摘がありましたけれども、若干、誤解を招いてしまう部分、あれ、これだけなのというようなところなんかもあるかもしれませんので、その辺りについても修正を図ってまいりたいと思います。ご指摘、ありがとうございました。

二條委員、何かございますでしょうか。

○二條委員 二條です。

先ほど、市橋委員からも出ていたのですが、30ページになりますかね。工事中のサインについてですが、私も実際にユーザーとして新宿駅を利用した際に、大変分かりづらくて何度も困った経験があります。

おっしゃるとおり、工事中ということで随時変わっている部分もあるかと思うんですが、そちら、何かサインを統一することをどこかに盛り込んでいただいて、方針として統一することができるかとユーザー側も分かりやすくなっていくのではないかなと思いました。

ですので、30ページの部分なのか、先ほど川内委員からあったように32ページの部分になるのかというところですが、いかがでしょうか。

以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございました。今の工事中のことについては、どこかで書き込んでいきたいというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

前野委員、いかがでしょうか。ご意見等、ございますでしょうか。

○前野委員 前野でございます。皆様のご意見などが反映されて、このような冊子になる

のだなと拝見しました。過去の冊子も今、拝見しています。少し内容が外れますけれども、精神科病院の件について、高齢者も寝たきりになりますと、手の拘束が病院内であります。あるいはミットをはめて、いろんな管を抜けないようにするとか、そういう細かいこともあるので、知識として自分の将来のことだなというふうに捉えております。

そしてもう一つは、この内容と少しまた外れるのですが、バリアフリーのみんなのトイレなのですが、モデルケースの配置はあると思うのですがけれども、場所によって便器などの位置が違ってくるときに、使いづらいことがあるのではないかと思います。個室の広さもそれぞれ違ったりするので、どこかで統一があると良く、駐車スペースと同じように皆さんに周知していただけると良いかなという個人的な印象だけですが、思い、考えました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

後藤委員、いかがでしょうか。

○後藤委員 分かりやすくなったと思います。いいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは会場の最後ですけど、星委員、お願いいたします。

○星委員 国立特別支援教育総合研究所の星でございます。いろいろとご検討いただき、ありがとうございます。

用語解説のところ、※7のところ「インクルーシブ教育」というのが本文で、説明のところ「インクルーシブな教育」になっているので、ちょっとそここの統一が必要かなというふうなことを思いました。

それから、※11の視覚障害者誘導用ブロックですが、ブロックの上に自転車を置かないとか、不要なものを置かないというようなことを、様々なところで、提言していただいておりますが、そもそも、どうして置いちゃいけないのかなというところがあったほうが良いかなと、ちょっと思いました。

例えば視覚障害者が足裏の触覚で認識できるよう突起をつけたもので、安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックといった説明等、どうして点字ブロック、視覚障害者誘導用ブロックがあるのかというところを今記載いただいている説明に加えて、改めて書いたほうが良いのかなというところを感じました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。ご指摘、ありがとうございます。

それでは、オンラインでご参加の皆様、一言だけ、最後の専門部会、答申前の最後の専門部会でございますので、ご意見をいただければと思いますが。

小嶋委員、聞こえておりますでしょうか。何かございましたら、ご発言がございましたらお願いしたいと思います。

○小嶋委員 資料1から意見のまとめですとか、意見具申についての丁寧なご説明をいた

できまして、ありがとうございました。

私からは意見具申のところについては、いただいたことと、皆様からのご意見で、ぜひ、ご対応いただけたところがあればというふうに思います。

すみません。本文のところではないんですけれども、もし、よろしければということで、資料2-1のほうで、今、バリアフリー化の進捗状況のところをお教えいただいているところで、いろいろソフト面のところで、心のバリアフリーのところに支援をしているところをご紹介いただいているところで、ユニバーサルデザイン学習の令和4年度は九つの区と二つの市で実施をされているということで、様々、実施しているということ、ぜひ、ちょっといろいろな形式でやられていて難しいのかもしれないんですが、幾つの学校で実施できたとか、幾つのイベントを実施できたんだとか、ぜひ、実施の様子もう少し、こんなにできたとか、あれ、実はあまりできていないのかということがないといいんですけれども、実績のところを、区と市の数だけではなくて、もし、ほかの情報も盛り込んでいただければ参考になると思いました。

すみません。以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。心のバリアフリー関係、これは本文の中にも、福祉教育関連で入っていましたでしょうか。少し、その具体的な内容をちょっと入れていただけたとよろしいのかなという、そういうご指摘だと思います。ありがとうございました。

西尾委員、民鉄協会の西尾委員、ご意見、ございますでしょうか。

- 西尾委員 日本民営鉄道協会の西尾です。

私の方から、前回の案に対しまして、心のバリアフリーの件、バスだけではなくて鉄道駅の方にもということで意見を反映いただきまして、ありがとうございました。もともとは川内先生から、そういったことも重要な要素じゃないかということでございました。

鉄道事業者は、施設整備ですとか、駅員の教育など努力をしておりますけれども、やはりどうしても利用者の方のご理解、それから場合によってはいろいろご協力いただかないといけない場面がございますので、そういったことを意見として反映させていただきましたことを御礼申し上げます。

以上でございます。

- 高橋部会長 ありがとうございました。

続きまして、東京バス協会の二井田委員、いらっしゃいますか。

- 二井田委員 東京バス協会の二井田でございます。いつも大変お世話になっております。

本日の資料の事前照会の中で意見を出ささせていただき、それを反映していただいておりますので、特段申し上げることはございませんけれども、ノンステップバスの整備につきましても、まだまだ100%には至っていないという状況でございますので、引き続き、バス業界としてもバリアフリーの施策について推進をしていきたいというふうに

思っているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、フランチャイズチェーン協会の大久村委員、聞こえておりますでしょうか。

○大久村委員 大久村でございます。ありがとうございます。

資料も拝見いたしましたし、本日のご意見も伺って、その内容でこちらとしては特にございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

東京商工会議所の三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員 皆様、大変、いつもお世話になっております。

この会におきまして、いろいろ勉強させていただきましたことと、多くのご意見を伺いまして、私たち事業者も非常に多岐にわたりますけれども、こういった意識をしっかり持って、事業のほうを進めていくことの大切さを感じております。これからはますます励んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ほぼ全員の方からいただいたかというふうに思いますので、さらに、もし何かご意見が追加であるということもあるかもしれませんが、また、事務局のほうに大至急、寄せていただければというふうに思います。

今日もたくさんのご発言をいただきました、ご意見をいただきました。反映できる部分と、それから具体的な事業とか計画の実施に関わるようなものとかというのがあるんですけれども、できる限り、個別の課題についても、意見具申なので取り上げられるように事務局とも調整をさせていただきたいというふうに思います。

○渋谷事業調整担当部長 事務局から発言させていただきます。今、会長からもお言葉がありましたように、本日いただいた意見のうち、今書いてある項目の内容の充実に関わるような記載については、極力、この意見具申（案）の中に反映できるように努力しまして、会長と調整させていただき、固めていきたいと思っております。

また、すぐには盛り込めない内容は、その次の段階といたしまして、この年度末、来年の3月までに、この意見具申を踏まえて都庁各局の事業を盛り込んだ計画を策定していく中で、具体の事業の中で反映できるものは反映させていただく考えです。

さらに、そこにも盛り込めない場合は、引き続きの検討課題ということになると思いますが、進捗を確認していくというようなことになろうかと思っております。

また、本年1月に出した意見具申には、もともとかなり長期スパンの課題も盛り込んでおります。本年1月の意見具申と今回の意見具申を対比した資料は作成させていただきますが、本年1月にいただいた意見具申がやや中長期で、今回は5年の間でやるべき

ことに関する意見具申で、これを踏まえ各局の事業を整理した推進計画を策定してまいりますので、その辺、委員の皆様にもご理解をいただければと思います。

また、もし、用語解説のところなどで特に気になる点がありましたら、週明け6日ぐらいまでに、ご指摘をいただければと思っております。我々も、月末の親会での答申に向けて最後の詰めをしているところですので、ご意見はそのような形でお願いします。

繰り返しですけれども、直せるべきところは直しながら、会長と最後の詰めを行いたいと思っております。

皆様、この専門部会でのご議論、まだ任期もありますし、親会もありますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、議事としては一応、以上ということで、今、部長のほうからもお話をいただきましたけれども、推進計画の中で、これから詰めていく中で、庁内で具体的にさらに付加される部分もあるでしょうし、場合によっては、ちょっとこの5か年計画のさらに先に、長期的な議論も必要だという、長期的なという意味には次年度以降、議論しなければいけないというような部分なんかも、中にはあるかもしれませんので、その辺りも含めて、この答申の皆様方のご発言をしっかりと組み込みながら、作業を進めていただければと思っております。

こちらのほうでも最後の詰めに事務局と私のほうの責任でさせていただければというふうに思いますので、一つよろしく願いいたします。

それでは、議事についてはこれで終了させていただきたいと思えます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 次回の推進協議会のご案内につきましては、令和5年11月28日火曜日、10時より開催をさせていただき予定でございます。

事務局より、出席確認の依頼をお送りさせていただいておりますので、来週11月7日火曜日までにご回答をお願いできればと思います。

それから、心のバリアフリーに関する集中的広報事業について、皆様に、第2回の専門部会、第3回の専門部会で終了後も含めてご意見をいただいたものでございますが、現在の進捗状況等、ご報告させていただきます。

第2回のときに、事業全体のスケジュールということでご説明させていただきましたけれども、予定どおり順調に進んでおまして、心のバリアフリーの専用のホームページの開設を、12月に向けて今準備をしているところでございます。ホームページのデザインだとか、どういう画像を使うと訴求ができるかというところを順調に吟味して進めているところでございます。

あと、動画をコンテンツとしてそこに載せるというところで、まちを移動したりとかするとき、お店を利用するときという二種類の解説動画についてご意見をいただきましたけれども、皆様にいただいたご意見をもとに、今、最後の作り込みをしているところでございます。

できるだけ、児童生徒向けというところで、子供の目線で描くというところですか、あと、障害者と健常者みたいな、この二つの軸じゃなくて、人間、皆さん多様性がある、それぞれ対等な立場というところで、助けられることもあるし、助けることもあるしというところを、ちゃんと丁寧に描ければなと思っておりますし、別に作る広告動画のほうでも、例えば障害者の方に道を案内してもらおうとかというシーンを入れたりとかというところで、作ればなというところで、今、詰めているところでございます。

解説動画を二つ作って、あと、広告動画についても子供向けと一般向けを作っております。これらの動画の作成において、皆様からいただいたご意見が非常に参考になって、大変感謝をしているところでございます。

また、完成したらご提供をさせていただいて、ご覧いただければと考えております。

集中的広報事業の現在の進捗状況については、以上でございます。

全体の事務局からの連絡についても、以上でございます。

○高橋部会長 はい、どうぞ、市橋委員。

○市橋委員 今度の28日が最終じゃなくて、最終、今日、会があつて、もう一回、意見具申を行うのは、もう一回あるんですね。

○高橋部会長 意見具申は、今度の11月28日が最終です。

○市橋委員 はい、分かりました。

それで、ちょっと言わせていただければ、先ほど言ったとおり、まちづくりというのは本当に課題も多いので、事務局が会長がというんじゃないけど、僕なんか新しく見つけてきた、例えばさっきの車椅子住宅、何となく宿題と言っちゃ変だけど、そういう余地があるようなところが何かできないかというのをこれを受け、思ったので、ちょっと高橋会長と事務局で打ち合わせていただく、いつかコラボみたいなので、すごい対応がこっちもあったので、そういうのがあるから、全部言い切ったとは言えませんし、全部入れるとも言い切れないので、そこら辺を検討していただければありがたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。意見具申のスタイルの問題にもあるかと思えますし、それからもちろん、この専門部会の議事録については公表されておりますので、その中でも、しっかりと記録として残されているところだというふうに思います。

その上で、さらに市橋委員のほうからは、この答申の中での協議会としての性格といえますか、その部分についてのまとめかというふうに思います。

どこまで対応できるかということがあるかというふうに思いますので、必要に応じて議論させていただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、専門部会について、第5回の専門部会ということで、答申前の最後になりますけれども、ご協力、いろいろとありがとうございました。

1月の答申、先ほど、佐藤委員からお話がありましたけれども、長期的な理念も含めて、今回、次期の2024年度からの、令和6年度からの計画に反映できるように、事

務局のほうで、さらにその後、答申後になりますけれども、さらに進めていただければというふうに思います。

それでは皆さん、ご協力ありがとうございました。これで終了させていただきたいと
思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございました。

(午前11時54分 閉会)